

かほく市墓地の使用について— 永代使用に係る注意事項等 —

◎各種書類の提出

- ①施工届（墓碑等を建設、改修、撤去するとき 墓碑等設計図を添付）
- ②埋蔵届（納骨するとき 埋葬許可証又は改葬許可証を添付）
- ③住所等変更届（住所等に変更があったとき）
- ④墓地使用权承継許可申請書（使用者権を変更するとき 本籍地記載の住民票を添付）
- ⑤墓地使用許可証再交付申請書（墓地使用許可証を亡失したとき）
- ⑥墓地返還届（墓地が不要となったとき 墓地使用許可証を添付）

◎使用料の還付

- ①次の場合を除き、使用料は還付されません。

還付することができる場合	還付割合
使用者の自己都合により、使用許可日から3年以内に返還した場合	50%
市長が使用許可日から3年以内に墓地の返還を求め、使用者が返還した場合 （使用許可を取り消された場合の返還は除く）	100%
市長が使用許可の日から4年以上15年以内に墓地の返還を求め、使用者が返還した場合（使用許可を取り消された場合の返還は除く）	50%

- ②使用料の還付を請求しようとするときは、使用料還付請求書を提出しなければなりません。

◎使用权の承継

- ①死亡その他の事由により使用权を承継できるのは、使用者の相続人、親族、縁故者等に限りません。
- ②第三者に使用权を譲ったり、売ったりすることはできません。

◎使用許可の取消し

- ①墓碑等の設置の目的以外の目的に使用したとき。
- ②墓地を他の者に転貸したとき。
- ③かほく市墓地条例やこれに基づく規則に違反したり、指示に従わないとき。

◎使用权の消滅

- ①使用者が死亡し、相続人、親族、縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がいないとき。
- ②使用者が住所不明となり、20年を経過したとき。

◎使用箇所の管理

- ①使用許可を受けた墓地内の清掃は、使用者において行い、常に良好な環境の保全に努めなければなりません。
- ②使用者が管理する墓碑や植樹等が転倒その他により危険をおよぼすおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講じなければなりません。
- ③墓碑等に関する損害については、市はその責めを負いません。
- ④墓地を返還するときは、原状回復して下さい。

◎その他

- ①高松墓園、宇ノ気墓地公園の使用については、かほく市墓地条例及びこれに基づく規則に定められています。（かほく市ホームページ参照）
- ②高松墓園G・H型において墓碑等を建設するときは、基礎コンクリートは区画内の碎石（厚 20cm 程度）下の地盤改良の上より施工して下さい。
- ③車椅子のご利用を希望される方は、問い合わせ先までご相談ください。